

令和3年第5回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和3年3月24日（水） 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|---|-----------|
| 議案第15号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 1 |
| 議案第16号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・ P. 3 |
| 議案第17号 | 福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について | ・・・ P. 5 |
| 議案第18号 | 福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について | ・・・ P. 7 |
| 議案第19号 | 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について | ・・・ P. 9 |
| 議案第20号 | 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について | ・・・ P. 10 |
| 議案第21号 | 福岡県知事選挙における投票所の指定について | ・・・ P. 12 |
| 議案第22号 | 福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について | ・・・ P. 14 |
| 議案第23号 | 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について | ・・・ P. 15 |
| 議案第24号 | 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について | ・・・ P. 17 |
| 議案第25号 | 福岡県知事選挙におけるポスター掲示場の修正に関する専決処分について | ・・・ P. 19 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|-----------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・ P. 20 |
|----------------|-----------|

議案第15号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 300 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 123 人 |
| | 市外転出者 | 177 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和3年3月24日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和3年3月1日から令和3年3月23日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和2年11月1日から令和2年11月23日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	60	63	123
転出	88	89	177
誤載	0	0	0
合計	148	152	300

議案第16号

選挙人名簿に登録する者について

令和3年3月24日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 502 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和3年3月24日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和３年３月24日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

区分 \ 男女別		男	女	計
令和３年３月１日現在(*) 選挙人名簿登録者数 (a)		82,675	95,794	178,469
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡	▲ 60	▲ 63	▲ 123
	(イ) 転出	▲ 88	▲ 89	▲ 177
	(ウ) 誤載	0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)	▲ 148	▲ 152	▲ 300
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		146	155	301
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 153	▲ 173	▲ 326
今回（令和３年３月24日） 追加登録者数 (h)		251	251	502
今回選挙時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)－(e+g)＋(h)		82,771	95,875	178,646
備 考 ((a)との増減)		96	81	177

議案第17号

福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所2階大会議室	令和3年3月26日から 令和3年4月10日まで
福岡市早良区東入部二丁目14番8号 福岡市早良区役所入部出張所2階会議室	令和3年3月26日から 令和3年4月10日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和3年4月3日から 令和3年4月10日まで
福岡市早良区大字板屋353番地1 板屋活性化施設	令和3年4月5日

ただし、板屋活性化施設については、選挙人名簿に記載されている住所が早良区大字板屋の選挙人に限る。

（議案の根拠）

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
------	-----	--

（投票所）

公職選挙法第39条

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条第1項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第41条第2項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所の告示)

公職選挙法第41条

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

議案第18号

福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

1 変更を行う期日前投票所並びに開く時刻及び閉じる時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所 1 階市民ロビー	午前10時	午後 7 時
板屋活性化施設	午前11時	午後 2 時

2 変更理由

福岡市役所 1 階市民ロビー及び板屋活性化施設については、増設設置するものであり、早良区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(議案の根拠)

・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（2以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、1の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
第40条第1項	午前7時	午前8時30分
第40条第1項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることがで	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 1 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。 2 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所

	きる。	の数が2以上である場合（午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限る。） 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。
第40条第2項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第41条第1項	から少くとも5日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）
第41条第2項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

（投票所の開閉時間）

公職選挙法第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来しないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

（告示の根拠）

・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

公職選挙法第40条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

（参考）期日前投票所概要

1 有権者数（令和3年3月1日現在） 178,469人

2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率

（令和元年7月21日 参議院議員通常選挙）

当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
81,699	94,764	176,463	36,729	42,420	79,149	44.96	44.76	44.85

議案第19号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

別紙のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条第2項 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条第1項 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第25条の規定による。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

議案第20号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

別紙のとおり

(議案の根拠)
・公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

(期日前投票)
公職選挙法第48条の2第5項 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第37条第2項及び第6項	当該選挙の選挙権	選挙権
第38条第1項	2人以上5人以下	2人
	前3日まで	の公示又は告示の日
第38条第2項	投票所	期日前投票所
第38条第4項	投票区において、2人以上	期日前投票所において、2人
第42条第1項ただし書	選挙の当日投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第45条第1項	選挙の当日、投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第46条第1項から第3項まで及び前条第二項	投票所	期日前投票所
第51条	第60条	第48条の2第6項において準用する第60条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第53条第1項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になつたときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ

第53条第2項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
第55条	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者

(投票立会人)

公職選挙法第38条第1項 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第21号

福岡県知事選挙における投票所の指定について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第39条の規定による。

(投票所)

公職選挙法第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

公職選挙法第41条第1項 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

令和3年4月11日執行予定 福岡県知事選挙 投票所一覧

投 票 区	投 票 所		
西新第一	福岡市 早良区西新六丁目 4 番 1 号	西新小学校	講堂
西新第二	福岡市 早良区西新二丁目10番10号	西新公民館	
高取第一	福岡市 早良区昭代二丁目15番51号	高取小学校	講堂
高取第二	福岡市 早良区高取一丁目14番13号	高取公民館	
百 道 浜	福岡市 早良区百道浜四丁目24番 1 号	百道浜小学校	講堂
百 道	福岡市 早良区百道三丁目 1 番 2 号	百道公民館	
室見第一	福岡市 早良区室見三丁目 3 番 1 号	室見小学校	講堂
室見第二	福岡市 早良区室見三丁目 2 番18号	室見公民館	
原 第 一	福岡市 早良区原二丁目 5 番 2 号	原公民館	
原 第 二	福岡市 早良区荒江三丁目 2 番 1 号	福岡聴覚特別支援学校	体育館
大 原	福岡市 早良区原三丁目 8 番10号	大原小学校	講堂
原 団 地	福岡市 早良区原団地10番 1 号	原団地集会所	
原 北	福岡市 早良区南庄四丁目 5 番40号	原北小学校	講堂
室見団地	福岡市 早良区南庄五丁目 3 番 2 号	室見団地第一集会所	
小 田 部	福岡市 早良区小田部六丁目 4 番 1 号	小田部小学校	講堂
有 住	福岡市 早良区室住団地 4 番 1 号	有住公民館	
有田第一	福岡市 早良区有田八丁目17番1号	有田小学校	講堂
有田第二	福岡市 早良区次郎丸六丁目 3 番 1 号	次郎丸中学校	ミーティング室
賀 茂	福岡市 早良区賀茂一丁目31番 1 号	賀茂小学校	講堂
原西第一	福岡市 早良区原五丁目12番16号	原西公民館	
原西第二	福岡市 早良区小田部三丁目32番 1 号	西福岡中学校	体育館
飯原第一	福岡市 早良区原七丁目 3 番21号	飯原公民館	
飯原第二	福岡市 早良区飯倉四丁目34番58号	原中学校	武道場
飯倉中央	福岡市 早良区飯倉三丁目 6 番35号	飯倉中央小学校	講堂
飯 倉	福岡市 早良区飯倉七丁目29番27号	飯倉公民館	
千 隈	福岡市 早良区千隈三丁目15番15号	西千隈公民館	
星 の 原	福岡市 早良区星の原団地34番 1 号	星の原団地集会所	
田 隈	福岡市 早良区田隈二丁目 7 番 1 号	田隈小学校	講堂
田 村	福岡市 早良区田村三丁目32番 1 号	田村小学校	講堂
野芥第一	福岡市 早良区野芥七丁目23番20号	野芥公民館	
野芥第二	福岡市 早良区野芥四丁目 3 番 6 号	野芥二区自治会集会所	
野芥第三	福岡市 早良区野芥五丁目31番14号	西油山ハイッ町内会集会所	
四 箇 田	福岡市 早良区四箇田団地56番 1 号	四箇田小学校	講堂
入 部	福岡市 早良区東入部二丁目14番14号	入部公民館	
早 良	福岡市 早良区早良一丁目 8 番 1 号	早良小学校	講堂
脇 山	福岡市 早良区大字脇山2558番地	脇山小学校	講堂
内 野	福岡市 早良区内野八丁目15番 1 号	内野小学校	講堂
石 釜	福岡市 早良区大字石釜738番地	石釜公民館	

議案第22号

福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙における早良区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 中 邨 勝

- 1 場所 福岡市早良区四箇六丁目17番6号
福岡市立早良体育館
- 2 日時 令和3年4月11日 午後9時15分から

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第63条の規定による。

(開票所の設置)

公職選挙法第63条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第64条の規定による。

(開票の場所及び日時の告示)

公職選挙法第64条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第23号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙につき、早良区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 中 邨 勝

- 1 場所 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和3年4月8日 午後6時から

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第62条第6項の規定による。

(開票立会人)

公職選挙法第62条第6項 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。))、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。))が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。))が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。) 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十

一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)

当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

議案第24号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和3年4月11日執行予定の福岡県知事選挙につき、早良区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合の方法を次のように定める。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 中 邨 勝

1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合

- (1) くじはくじ棒により行う。
- (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
- (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
- (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
- (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。

2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合

開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

(開票立会人)

公職選挙法第62条第2項及び第4項 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。))、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。))が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。))が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)) 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)) 当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることはいできない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることはいできない。

議案第25号

福岡県知事選挙におけるポスター掲示場の修正に関する専決処分について

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和3年3月24日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

別紙専決処分書のとおり

【議案の根拠】

- ・地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

地方自治法施行令第137条

1 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第 6 回	臨時	3 月 25 日（木）	午後 6 時	早良区役所 応接室
第 7 回	臨時	4 月 8 日（木）	午後 6 時	
第 8 回	臨時	4 月 11 日（日）	午前 10 時	
第 9 回	定例	4 月 20 日（火）	午前 10 時	
第 10 回	定例	5 月 20 日（木）	午前 10 時	早良区役所 中会議室